

令和5年4月23日執行

原村議会議員一般選挙

候補者・選挙運動員・出納責任者のために

(立候補予定者等説明会 資料)

原村選挙管理委員会

目 次

| | | | | | |
|----|---------------------|----|----|-----------------|----|
| 第1 | 選挙に関する期日等…………… | 2 | 2 | 掲載文の修正…………… | 20 |
| 第2 | 立候補について…………… | 2 | 3 | 掲載の順序…………… | 20 |
| | 1 立候補の資格…………… | 2 | 4 | 掲載文記載上の注意…………… | 20 |
| | 2 立候補の届出…………… | 3 | 第5 | 選挙運動費用について…………… | 21 |
| | 3 立候補に伴う | | 1 | 出納責任者…………… | 21 |
| | その他の届出…………… | 5 | 2 | 出納責任者の選任、解任、 | |
| 第3 | 選挙運動について…………… | 6 | | 辞任とその届出…………… | 21 |
| | 1 選挙運動の期間、 | | 3 | 出納責任者の職務…………… | 22 |
| | 事前運動の禁止…………… | 6 | 4 | 収入・寄附及び支出 | |
| | 2 選挙運動をしては | | | の意義…………… | 23 |
| | ならない人…………… | 6 | 5 | 選挙運動員・労務者に対する | |
| | 3 候補者に交付する | | | 実費弁償・報酬の支給…………… | 24 |
| | 物品・証明書等…………… | 7 | 6 | 選挙運動費用の制限…………… | 26 |
| | 4 選挙事務所…………… | 7 | 7 | 会計帳簿の記載要領等…………… | 27 |
| | 5 休憩所等の禁止…………… | 8 | 8 | 選挙運動費用の収支報告書 | |
| | 6 選挙運動用の自動車…………… | 8 | | について…………… | 32 |
| | 7 選挙運動用の拡声機…………… | 10 | 9 | 寄附の禁止…………… | 34 |
| | 8 戸別訪問の禁止…………… | 10 | 10 | 連座制について…………… | 38 |
| | 9 連呼行為…………… | 11 | 第6 | その他…………… | 39 |
| | 10 選挙運動用ポスター…………… | 11 | 1 | 選挙会事務（開票） | |
| | 11 選挙運動用通常葉書…………… | 11 | | について…………… | 39 |
| | 12 選挙運動用ビラ…………… | 12 | 2 | 当選の通知及び当選証書 | |
| | 13 新聞広告…………… | 13 | | 付与…………… | 39 |
| | 14 投票所内の氏名等の掲示…………… | 13 | 3 | 明るく正しい選挙…………… | 39 |
| | 15 選挙公報…………… | 14 | 4 | 立候補届出事前審査…………… | 40 |
| | 16 候補者の使用する胸章、 | | 5 | 供託金について…………… | 40 |
| | 腕章及びたすきの類…………… | 14 | 6 | 選挙公営について…………… | 40 |
| | 17 個人演説会…………… | 14 | | | |
| | 18 街頭演説…………… | 16 | | | |
| | 19 幕間演説・個々面接・ | | | | |
| | 電話による選挙運動…………… | 16 | | | |
| | 20 インターネット等を | | | | |
| | 利用する選挙運動…………… | 17 | | | |
| | 21 飲食物の提供の禁止…………… | 17 | | | |
| | 22 その他の制限…………… | 18 | | | |
| | 23 選挙期日後の制限等…………… | 19 | | | |
| 第4 | 選挙公報について…………… | 20 | | | |
| | 1 掲載の申請…………… | 20 | | | |

第 1 選挙に関する期日等

| 種 別 | 期 日 ・ 期 間 ・ 期 限 |
|----------------------------------|-------------------------------|
| 1 候補者等及び後援団体に関する寄附等の禁止 | 1月23日（月）～4月23日（日） |
| 2 立候補予定者等説明会 | 3月22日（水）午後2時 |
| 3 立候補届等事前審査 | 4月11日（火）午前9時 ～ 正午 |
| 4 選挙期日の告示 | 4月18日（火） |
| 5 立候補届出期間 | 4月18日（火）午前 8時30分 ～午後 5時00分 |
| 6 選挙運動期間 | 立候補届出後 ～4月22日（土） |
| 7 選挙公報掲載申請期限 | 4月18日（火）午後 5時00分 |
| 8 選挙公報掲載順序のくじ | 4月18日（火）午後 5時10分 |
| 9 氏名掲示掲載順序のくじ | 4月18日（火）午後 5時15分 |
| 10 選挙立会人届出期限 | 4月20日（木）午後 5時00分 |
| 11 選挙立会人10人（同一政党2人） を超えた場合のくじ | 4月20日（木）午後 5時30分 |
| 12 投票日 | 4月23日（日）午前 7時00分 ～午後 8時00分 |
| 13 開票 | 4月23日（日）午後 9時00分 |
| 14 選挙会（無投票の場合） | 4月24日（月）午前 9時00分 |
| 15 当選証書の付与 | 4月24日（月）午前 11時00分 |
| 16 選挙運動費用収支報告書提出期限 | 5月8日（月）午後 5時00分 |

第 2 立候補について

1 立候補の資格

(1) 被選挙権の要件

- ア 日本国民であること。
- イ 年齢が満25歳（選挙期日4月23日現在）以上であること。
- ウ その選挙の選挙権を有すること。
- エ 次に掲げる欠格事項に該当しない者であること。
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
(刑の執行猶予中の者を除く。)
 - (ウ) 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後5年

- 間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者
- (エ) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
 - (オ) 公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権及び被選挙権が停止されている者
 - (カ) 政治資金規制法に定める犯罪により、選挙権及び被選挙権が停止されている者
- (2) 立候補の禁止及び制限
- ア 被選挙権のない者の立候補の禁止
上記の欠格事項に該当する者の立候補は、できません。
 - イ 重複立候補の禁止
いずれか一つの選挙に立候補している者は、同時に他の選挙の候補者となることができません。
 - ウ 連座制による立候補の制限
同じ選挙で同じ選挙区での5年間の立候補制限が科された者は、立候補できません。
 - エ 選挙事務関係者の立候補制限
投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内で候補者となることができません。
 - オ 公務員の立候補制限
国又は地方公共団体の公務員は、在職中、一部の者を除き候補者となることができません。したがって、なんらかの公職に就いている者が立候補した場合は、その届出と同時に公務員を辞職したものとみなされます。

2 立候補の届出

- (1) 届出の期間及び時間
告示日 4月18日（火）の1日のみ（午前8時30分から午後5時まで）
- (2) 届出の方法
立候補の届出には、候補者となろうとする者本人自ら届け出る方法（本人届出）と、選挙人名簿に登録された者が本人の承諾を得て届け出る方法（推薦届出）の二種類があります。いずれの方法による場合も届出は、郵便等によることなく、必ず文書（届出書）をもって、選挙長に対してしなければなりません。
- (3) 届出の受付
立候補届出の受付は、告示日（4月18日）の午前8時30分から原村役場3階議員控室（受付会場）において開始しますが、当日の受付順序については、午前8時30分までに到着された方は、到着順によらずくじにより決定します。
くじの方法は、選挙管理委員会で決定した方法とします。そのくじによって決定された順序により受け付けます。
午前8時30分過ぎに受付会場に到着した方は、くじの最終者の届出が受理され次第、到着順により受付を行います。

(4) 届出の必要書類

ア 本人届出の場合

(ア) 候補者届出書【様式第1号】

(イ) 添付書類

a 宣誓書【様式第4号】

(候補者となることができない者でないことを誓う旨のもの)

b 所属党派証明書(※無所属の場合は、不要)【様式第5号】

c 戸籍の謄本又は抄本

d 通称認定申請書及び通称の説明資料【様式第6号】

※通称使用を希望する場合

e 明るく正しい選挙宣誓書【様式第18号】

f 供託証明書

イ 推薦届出の場合

(ア) 候補者推薦届出書【様式第2号】

(イ) 添付書類

a 上記アの候補者自身が届け出る場合の添付書類

b 候補者推薦届出承諾書【様式第3号】

c 選挙人名簿登録証明書【様式第14号】

(推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の証明書)

d 推薦届出者代表者証明書【様式第13号】

※推薦届出者が複数の場合のみ

【通称認定申請とは】

立候補届出書には戸籍簿に記載された氏名(=本名)を記載することとされています。ただし、本名に代わるものとして通称を使用する場合は、通称認定申請書の提出が必要です。また、その通称が戸籍簿の氏名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料(名刺、はがき、出版物等)を提示していただかなければなりません。

なお、本名を仮名書きする場合にも、通称認定申請書の提出が必要です。通称が認定されると、立候補届の告示、新聞広告、選挙公報及び投票所内の氏名等の掲示に本名に代えて通称が記載され、又は使用されます。

(5) 届出文書の事前審査

立候補届出の際、届出書類に不備がありますと届出を受理することができません。また、選挙運動は、立候補の届出が受理された後でなければできませんので、届出がスムーズに行われるように必ず事前審査を受けるようにしてください。

(6) 立候補の辞退

候補者であることを辞退しようとするときは、立候補の届出期間内に文書で選挙長に届出をしなければなりません。届出期間経過後は、辞退できません。

3 立候補に伴うその他の届出

(1) 立候補届出事項の異動届

立候補の届出事項に異動を生じた場合は、その旨を直ちに選挙長に文書で届け出なければなりません。

(2) 立候補届出が受理されれば、そこで完全に候補者となることができますが、なお、次の届出をしなければなりませんのであらかじめ準備をしてください。

ア 出納責任者選任届【様式第10号】 21頁参照

候補者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者（出納責任者）を一人選任しなければなりません。出納責任者を選任した者（自ら出納責任者となった場合も含む。）は、直ちに選挙管理委員会に届け出なければなりません。

なお、推薦届出者が候補者の承諾を得て出納責任者を選任又は自ら出納責任者となることはできません。

イ 選挙事務所設置（異動）届【様式第7号】ほか

選挙事務所を設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限られます。

選挙事務所を設置（異動）したときは、直ちに文書で選挙管理委員会に届け出てください。推薦届出者が届出する場合は、候補者の承諾書が必要になります。

ウ 選挙運動事務員届出書【様式第15号】

選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員（選挙運動のために雇い入れられた者で、選挙運動に関する事務に従事する者であり、街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれない。）、車上運動員（いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車において連呼行為等の選挙運動を本務として雇用された者）及び手話通訳者に限って報酬を支給することができます。報酬の支給を受けることができる者の届出は、その者を使用する前に文書で、選挙管理委員会に対してしなければなりません。

なお、報酬を支給できる期間は、上記届出をしたときから投票日の前日までの間です。一日につき支給できる員数の範囲は、7人までです。（延35人）

(3) 選挙立会人となるべき者の届出書【様式第8号】

候補者は、原村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て（承諾書【様式第9号】が必要）、選挙会に立ち会う者1人を定め、4月20日（木）午後5時までに選挙長に届け出ることができます。（届出先＝役場3階選挙管理委員会事務室）

なお、候補者は、立会人になることはできません。また、届出のあった者が10人（同一政党2人）を超えた場合は、選挙長がくじで定めた者10人をもって選挙立会人とします。

※くじを行う日時・場所 4月20日（木）午後5時30分 役場3階第1委員会室

(4) 選挙公報掲載申請書【様式第19号】

候補者は、選挙公報に氏名・経歴・政見等の掲載を申請するときは、掲載文（指定した原稿用紙を使用）に写真各2枚を添えて、4月18日（火）午後5時までに選挙管理委員会に申請してください。（直ちに印刷に入る都合上、事前審査時にご提出いただきますようご協力をお願いします。）

(5) 公営施設個人演説会開催申出書【様式第12号】

候補者は、公営施設を使用して開催する場合、開催する日の前々日中（例えば4月20日開催の場合、4月18日午後5時まで）に、文書で選挙管理委員会に申し出てください。ただし、公営施設以外は、所有者又は管理者の承諾を得て使用してください。

第3 選挙運動について

1 選挙運動の期間、事前運動の禁止

選挙運動ができるのは、立候補届出後から投票日の前日午後12時までですが、街頭演説や選挙運動用自動車上での連呼行為は、午後8時以後はすることができません。

立候補届出前に選挙運動を行うことは、事前運動としていっさい禁止されています。選挙運動期間中も禁止される買収や戸別訪問のような行為はもちろんのこと、個々面接や電話などによる運動期間中ならできる行為であっても、立候補届出前に行なえば事前運動となり禁止されます。

(1) 事前運動ではないと考えられている事例

- ア 立候補準備行為 政党の公認を求める行為、候補者選考会等
- イ 選挙運動の準備行為 選挙運動費用の調達、運動員又は労務者となることの内交渉、選挙事務所や個人演説会場等の借入れの内交渉、看板の制作、ポスターの印刷、選挙公報の原稿作製等
- ウ 政治活動 政治団体等が行う政策宣伝、党勢拡張の活動及び個人の行う時局講演会等
- エ 社交的行為 通常の時期・方法・内容をもって行われるもの

(2) 投票日当日でもできる選挙運動

選挙運動の最終日は、原則として、投票日の前日（4月22日）までですが、例外として、投票日当日でもできる選挙運動は次のとおりです。

- ア 投票所を設けた場所の入口から300m（直線距離）以上離れた区域に、選挙事務所を設置すること。
- イ 上記の選挙事務所を表示するために、その場所で、ポスター、立札及び看板の類を通じて3以内並びにちょうちんの類1を掲示すること。
- ウ 選挙運動期間中適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

2 選挙運動をしてはならない人

(1) 選挙事務関係者、未成年者等の選挙運動の禁止

- ア 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者及び選挙長）
- イ 特定公務員（選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、警察官等）
- ウ 未成年者（文書の発送、湯茶の接待、物品の運搬等単なる労務を除く。）

- エ 選挙犯罪者等（選挙犯罪又は政治資金規制法違反の罪により選挙権・被選挙権を有しない者）
- (2) 地位利用による選挙運動の禁止
- ア 国又は地方公共団体のすべての公務員（一般職か特別職か、常勤か非常勤かなどを問わない。）
- イ 教育者（学校教育法に規定する学校の長及び教員）
- ウ 不在者投票管理者（不在者投票に関する業務上の地位利用に限る。）
- なお、一般職の国家・地方公務員、教育公務員は、国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法等により政治的行為（選挙運動を含む。）が禁止されています。

3 候補者に交付する物品・証明書等

立候補届出書が受理されますと、次に掲げるような証明書類や標札、表示旗などが交付されますので、交付物を受け取ったときは、その全部が揃っているかどうかを必ず確認していただき、受領書を提出してください。

紛失等しないよう取扱いには十分注意してください。

| 交付物・証明書の種類 | 数量 | 使用の目的 |
|-------------------------------|-----|--|
| 選挙運動用自動車表示旗 | 1 | 自動車冷却器の前面等見やすい箇所に常時掲出 |
| 選挙運動用拡声機表示旗 | 1 | 拡声機送話口・スピーカーの下部等に常時掲出 |
| 街頭演説用標旗 | 1 | 街頭演説をする場合に掲出 |
| 自動車乗車用腕章 | 4 | 候補者、運転手1人以外の者が乗車中着用 |
| 街頭演説用腕章 | 1 1 | 街頭演説に従事する者が着用 |
| 候補者用通常葉書使用証明書 (通常葉書差出票 8枚) | 1 | 通常葉書の交付又は手持の葉書に選挙用の表示を受ける場合、日本郵便株式会社茅野郵便局に提出 |
| 新聞広告掲載証明書 | 2 | 新聞広告を希望する新聞社に提出 |

4 選挙事務所

選挙事務所とは、特定候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う場所です。

- (1) 設置できる選挙事務所の数 1か所
- (2) 設置できる者 候補者又は推薦届出者
- (3) 届出 設置したときは、直ちに選挙管理委員会に届出が必要です。推薦届出者が設置した場合は、候補者の承諾書が必要になります。
- ア 届出書類 選挙事務所設置届【様式第7号】
- イ 添付書類（推薦届出者が設置した場合）
選挙事務所設置承諾書【様式第7号の2】

- (4) 選挙事務所の異動【様式第7号の3、第7号の4号】
移転（移動）又は廃止（閉鎖）したときは、設置の場合と同様に届出が必要です。
- (5) 移動回数
1日に1回を超える移動は、できません。この移動には事務所を廃止し、これに代るべき事務所を別の場所に新設することも含まれます。
- (6) 立札、看板等
選挙事務所を表示するためのもので、掲示できるものは、次のとおりです。
- ア 種類及び数量 ポスター、立札及び看板の類は、通じて3以内
- イ 規格 縦350cm×横100cm以内（縦を横にすることも自由）
「通じて3」とは「合計3」ということで、例えば、ポスターを2枚使った場合には立札か看板のいずれか1個しか使用できないこととなります。
- ウ ちょうちんの類は、1個
規格 高さ85cm×直径45cm以内
- エ 掲示の場所
選挙事務所の所在場所に限ります。選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。
- (7) 投票日当日の設置場所の制限
投票日当日には、投票所を設けた場所の入口から300m以内（直線距離）の区域にある事務所は、閉鎖するか、又は300m以外の区域に移転していただくこととなります。
原村の場合、ほとんどの選挙事務所が300m以内にあることが多く、異動届を提出していただくこととなります。違反して設置されたものがあるときは、選挙管理委員会から閉鎖を命ぜられるので注意してください。

5 休憩所等の禁止

休憩所（休憩を主たる目的として設けられたいっさいの場所的設備）その他これに類似する設備（湯呑所、連絡所のようなもの）は、選挙運動のために設けることができません。ただし、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩の場所等は、ここにいう休憩所等には含まれません。

6 選挙運動用の自動車

自動車というのは、道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車です。

- (1) 選挙運動に使用することができる自動車の数
候補者一人につき、1台に限られています。
- (2) 使用できる自動車の種類
- ア 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車
乗車定員4人以上10人以下の小型乗用自動車（乗用自動車とは、一般に自動車検査証又は軽自動車届出済証の「用途」の欄に乗用と記載されている自動車）及びライトバン等のバン型自動車でその用途が貨物用とされたものです。

ただし、屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっぱなしになっているものや、屋根が取りはずせたり、開くことのできる自動車は使用できません。

したがって、トランクの上面が開けっ放しになっているピックアップ型の自動車などは、使用できません。

イ 4輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの

いわゆるジープといわれている自動車です。ただし、上面、側面、後面の全部又は一部が構造上開けっ放しのものは使用できません。

ウ 乗車定員10人以下の乗用自動車であ及びイに該当しないもの

用途が乗用となっていれば、普通自動車、小型自動車はもちろん軽自動車、二輪自動車であっても使用できます。ただし、二輪自動車を除き、屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものや、屋根があっても、一部が開いていたり、屋根を取りはずせたり、開くことのできるもの（オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車）は、使用できません。

エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

小型貨物自動車とは、小型自動車に該当する貨物自動車です。小型とは、自動車検査証の自動車の種別の欄の記載が小型となっているもので、貨物自動車とは、自動車検査証の「用途」の欄の記載が貨物になっているものです。

また、軽貨物自動車は、軽自動車に該当する貨物自動車です。これらの車であれば、乗車定員が4人以上10人以下のものでなくても使用できるし、屋根、側面、後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものでも、また、屋根が取りはずせたり、開くことができるものであっても使用できます。

※自動車の構造が宣伝を主たる目的としているものは、一切使用できません。

したがって、いわゆる宣伝カーや、これと同程度にまで改造されたものは、たとえ乗用の自動車であっても使用することはできません。

単にスピーカーを取り付けた程度のものは、差し支えありません。

(3) 自動車を使用する場合の表示

選挙運動のために使用する自動車には、立候補届出の際交付される表示旗を前面の見やすいところに取り付けなければなりません。

(4) 自動車に掲示することができる文書図画

ア ポスター、立札及び看板の類 規格 縦273cm 横73cm以内

数量 数の制限なし

イ ちょうちんの類 規格 高さ85cm 直径45cm以内

数量 1個

※記載内容については、制限がありません。

(5) 看板等の掲示

選挙運動用自動車の外周に看板、ポスター等の文書図面を掲示することは許されていますが、その取り付け方によっては、道路交通法に違反する場合があります。詳しくは、茅野警察署（電話82-0110）にお問い合わせください。

なお、あらかじめ、警察署に看板等を掲示した実物を見せてその指示を得る場合は、布等で看板等を覆い、見えないようにしてください。

(6) 乗車することができる人数等

ア 人数 候補者、運転手（1人に限る。）のほか乗車用腕章を着けた運動員4人以内

イ 腕章 自動車に乗車する運動員は、選挙管理委員会から交付される乗車用腕章を着けなければなりません。候補者、運転手（1人）は腕章を着ける必要はありません。

また、この腕章は、街頭演説の際に着用する腕章としても使えます。

(7) 自動車の上での選挙運動

ア 走行中の自動車上 連呼行為のみ許されています。

イ 停止中の自動車上 街頭演説用標旗を掲示し、街頭演説、その他の演説、連呼行為を行うことができます。

7 選挙運動用の拡声機

(1) 使用できる拡声機の数

常時、どこでも使用することができるのは、候補者1人につき一揃に限られています。ほかに、個人演説会開催中その会場において別に1揃を使えます。

(2) 拡声機一揃とは

通常は、マイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置（アンプ）をいいますが、通常の使用方法として2個以上のスピーカーを使用することが認められているような場合には、マイクが1個であるかぎり、拡声機1揃と考えられています。

(3) 拡声機の表示

立候補届出の際、選挙管理委員会から交付される表示旗を、マイク、スピーカーの下部等一定の場所に取りつけておかなければなりません。

なお、個人演説会の開催中使用する拡声機には、表示は必要ありません。

8 戸別訪問の禁止

何人も、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり、又は投票を得させないように依頼するような行為は、戸別訪問としてすべて禁止されます。戸別とは、必ずしも選挙人宅個々のみをいうものではなく、会社、工場等も含まれます。訪問とは、必ずしも家宅内に入らなくとも、相手方の家屋の出入口に接する店先、軒先や道路ばたで訪問する場合も、また、相手方が不在であっても、面会を拒絶された場合も訪問となります。選挙運動のために、演説会の開催等について、戸別に告知する行為、また、特定の候補者の氏名等を戸別に言い歩くような行為も戸別訪問に類似する行為として禁止されます。

9 連呼行為

(1) 連呼行為とは

「短時間に同一内容の短い一定の文言を連続して反復して呼びかけること」です。

例えば、「〇〇候補甲野太郎」、「甲野太郎をよろしくお願いします。」、あるいは、「甲野太郎の演説会がいつ、どこで開かれます。」等の短い文句を短時間に、反復呼称することです。

(2) 連呼行為ができるのは

個人演説会場、街頭演説等の場所においてすることができます。そのほか、選挙運動用自動車の上において行う連呼、いわゆる「流し連呼」は、午前8時から午後8時までの間に限り認められています。

(3) 禁止される区域、建物及び施設

ア 国、地方公共団体の所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）

ただし、これらの建物で個人演説会を開催する場合は、禁止されません。

イ 汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内

ウ 病院、診療所その他の療養施設

(4) 静穏保持について

連呼行為をする者は、学校、病院、診療所その他療養施設の周辺においては、音量を落とすなどして、授業や診療に支障のないよう静穏の保持に努めなければなりません。

10 選挙運動用ポスター

(1) 掲示できる場所

選挙管理委員会が設置する村内43か所の公営ポスター掲示場に掲示し、それ以外の場所には掲示できません。告示日に決定する届出順番の区画番号に、きちんとした方法で丁寧に貼ってください。

(2) ポスターの証紙 ポスター証紙は必要ありません。

(3) ポスターの規格 長さ42cm 幅30cm以内

(4) 記載内容

制限はありませんが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは書けません。ただし、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人の場合は、所在地と法人名）が記載又は印刷されていなければなりません。

なお、投票日当日は、選挙運動期間中適法に掲示したポスターをそのまま掲示しておくことだけが許されますので、投票日当日は貼り替えることはできません。

11 選挙運動用通常葉書

選挙運動のために頒布できるのは、通常葉書だけです。

(1) 頒布できる枚数

候補者1人につき 800枚

(2) 葉書入手の方法

立候補届出の際交付される「候補者用通常葉書使用証明書」と「選挙運動用通常葉書差出票」を日本郵便株式会社茅野郵便局に提示し、選挙用の表示をしてある日本郵便株式会社が発行する葉書（会社発行葉書）を受け取ってください。

※葉書は、無料です。

※日本郵便株式会社茅野郵便局…長野県茅野市宮川4404-8 電話0266-72-2077

(3) 私製葉書の使用（一般的）

手持ちの私製葉書を立候補前にあらかじめ印刷しておくこともでき、一般的に行われています。その葉書を差し出す場合は、上記の証明書とともに郵便事業株式会社茅野支店に差し出せば、これに選挙用の表示をしてくれます。

なお、私製葉書使用の場合、葉書代は有料、送料は選挙公営で無料、使用枚数も頒布できる枚数の内に入ります。

(4) 葉書の発送

選挙運動用通常葉書を発送する場合は、選挙運動期間中に配達されるように茅野支店の窓口で差し出さなければなりません。早期配達のために、証明書等の交付後直ちに差し出してください。また、ポストに投函したり、運動員などにより直接選挙人に頒布することはできませんので注意してください。

(5) 葉書の使用法等

候補者が使用することはもちろん、第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらうこともでき、記載内容についても制限はありません。したがって、政見、投票依頼はもちろん、個人演説会の開催通知のために用いても差し支えありません。

また、同一世帯内にいる数人の選挙人、例えば、夫婦に対し連名で出すこと等、通常の使用法による場合は差し支えありませんが、例えば、会社等選挙人の多数集合しているところに対し、「〇〇会社御中」とか「〇〇会社△△課御一同様」と記載し郵送することは、文書の回覧、掲示の禁止に触れることとなります。

(6) 書き損じ等

選挙運動用の通常葉書で、印刷を誤り、書き損じ又はき損した場合には、その枚数だけ代わりに別の手持ちの通常葉書を使用することができます。この場合は、書き損じ等した葉書と引換えに先に交付を受けた郵便局で選挙用の表示を受けてください。

12 選挙運動用ビラ

(1) 選挙運動用ビラの頒布数

候補者一人につき1,600枚を頒布することができます。このビラは、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のものに限られます。

(2) ビラの規格等

ビラの規格はA4判（長さ29.7cm、幅21cm）以内です。

このビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の住所・氏名（印刷者が法人の場合は、所在地と法人名）を記載又は印刷しなければなりません。

(3) ビラの記載内容

特に制限はないので、演説会の告知、政策の宣伝や投票依頼のため等に使用できます。

ただし、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるような内容を書くことはできません。

(4) 証紙の貼付

選挙運動用のビラは、選挙管理委員会で交付する証紙を貼らなければ頒布することができませんので、選挙運動用ビラ届出書【様式第20号】により届け出てください。

なお、一度使用した証紙を他のビラに再度貼付することはできません。証紙の再交付はしませんので、紛失しないように注意してください。

(5) 頒布方法

選挙運動用ビラの頒布方法は、次の3通りに限られますので、ビラを郵送したり、戸別に訪問して配ったり、街頭演説の場所以外の街頭で通行人に配ることもできません。

ア 新聞折込による頒布

イ 選挙事務所における頒布

ウ 個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

13 新聞広告

候補者が、新聞を利用して行える選挙運動は、新聞広告のみであって、それ以外はいっさい禁止されます。

(1) 新聞広告の回数

選挙運動期間中（届出日から選挙期日の前日まで）2回に限りできます。同じ新聞に2回掲載することも、別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます。

なお、広告の費用は、候補者負担です。

(2) スペース・内容等

横9.6cm、縦2段組以内で記事下に限られ、色刷りはできません。広告内容は自由で、政見等はもとより、第三者の推薦文を入れること、また写真を入れることもできます。

(3) 掲載の手続

立候補届出の際に交付される「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社に原稿とともに提出してください。ただし、投票日当日の新聞に掲載するように申込みをすることはできません。

(4) 頒布の方法等

広告を掲載した新聞は、新聞販売業者が、通常の方法かつ有償で頒布します。その他の方法、例えば、候補者や運動員等が広告掲載紙を多量に購入して選挙人に頒布、掲示するようなことは違反となります。

14 投票所内の氏名等の掲示

投票所内の投票の記載をする場所に、候補者の氏名等が掲示されます。この掲示の掲載順序はくじで定めます。また、このくじに立ち会うことができます。

※くじの日時及び場所

4月18日（火）午後5時15分 原村役場3階 第1委員会室

15 選挙公報

選挙公営で選挙公報を発行します。申請方法等については、「第4 選挙公報について」で説明します。

16 候補者の使用する胸章、腕章及びたすきの類

候補者が着用する限り、数、規格、記載内容にはなんら制限はありません。

17 個人演説会

個人演説会とは、候補者の政見の発表、有権者に対する投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会です。

(1) 開催・演説することができる者

ア 開催することができるのは、候補者に限られています。したがって第三者が主催して選挙運動のための個人演説会を開催することはできませんし、その個人演説会に候補者が参加することもできません。

イ 演説者については制限がありませんので、候補者本人はもちろん、候補者以外の者でも演説することができます。また、テープレコーダー等を使用して応援者等の演説を聞かせることもできます。

ウ 開催回数については、制限はありません。

(2) 使用できる施設等

ア 公営施設

(ア) 次の施設を使用することができます。

- | | | | |
|----------|---------|--------|----------|
| ①原村中央公民館 | ②中新田地区館 | ③大久保分館 | ④柳沢分館 |
| ⑤八ッ手分館 | ⑥払沢分館 | ⑦柏木分館 | ⑧菖蒲沢分館 |
| ⑨室内分館 | ⑩判之木分館 | ⑪南原分館 | ⑫上里分館 |
| ⑬やつがね分館 | ⑭原小学校 | ⑮原中学校 | ⑯原村社会体育館 |

(イ) 料金

候補者一人につき、同一施設ごとに1回限り無料となりますが、2回目からは所定の料金を納付していただきます。

(ウ) 使用時間

1回について5時間以内です。(閉館時間が定められている場合は、それに従っていただきます。)

イ その他の施設

公営施設以外の施設(例えば、個人の住宅、寺院、劇場等)を使用して、個人演説会を開催することができます。1回当たり使用時間の制限はありません。

(3) 禁止される区域、建物及び施設

「9 連呼行為(3)」に記載した区域等ではできません。(個人演説会のできる公営施設は、除く。)

(4) 公営施設を使用する場合の開催申出

ア 申出者 候補者

イ 申出期限 開催しようとする日の2日前(前々日)の午後5時まで

ウ 申出先 選挙管理委員会に「公営施設個人演説会開催申出書」に必要事項を記入し申し出てください。

※ 開催申出を2日前にしなければなりませんので、実際に使用できるのは、4月20日から4月22日までになります。同一の施設について、同時に2回以上の申出をしたり、既に申し出た使用する日を経過しない間において 新たな申出をすることはできません。

開催申出があると、選挙管理委員会は、直ちにその施設の管理者にその旨を通知します。施設の管理者は使用の可否（業務、諸行事等に支障がある場合は使用できません。）を決定し、候補者に通知することになっています。

なお、投票所準備のため21日・22日は、使用できない場合がありますので注意してください。

(5) 公営施設以外の施設を使用する場合

候補者は、開催しようとする施設の管理者の承諾を得れば、開催することができますので、選挙管理委員会への申出は必要ありません。したがって、立候補届出後、直ちに開催することができます。

(6) 個人演説会の周知方法

個人演説会開催の周知は、候補者がすることとされています。選挙運動用ポスター又は選挙運動用通常葉書で行う方法のほか、街頭演説等の機会を利用して口頭により周知することもできます。戸別に演説会のあることを周知する行為は、戸別訪問とみなされますので、注意してください。

(7) 個人演説会場で掲示できる文書図画

ア ポスター、立札及び看板の類 縦273cm 横73cm以内
数の制限（会場内）制限はありません。

（会場外）通じて2個 ※例えば、立札2かポスターと立札各1

イ ちょうちん 高さ85cm 直径45cm以内

数の制限 会場内か会場外のいずれか1個に限られます。

(8) 個人演説会場でチラシ等の頒布の禁止

選挙運動のために配布できる文書図画は選挙運動用葉書・ビラに限られているので、個人演説会場では、候補者の経歴、政見等を記載したチラシ等を配布することはできません。

(9) 個人演説会での連呼行為

個人演説会場内で、会場内の聴衆に向かって連呼することは許されていますが、窓や入口で外に向かって連呼することはできません。

18 街頭演説

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（例えば公園、空地等）で不特定多数の人に向かってする選挙運動のための演説です。

(1) 街頭演説は止まって標旗の下で

街頭演説を行うためには、立候補届出の際に交付される「街頭演説用標旗」を必ず掲げて、演説者は止まってしなければなりません。したがって、道路を歩行しながらする演説や、走行中の自動車上からする演説（すなわち「流し演説」）は、

できません。

なお、屋内から街頭に向って行う演説（例えば、選挙事務所から道を通る人々に向って行う演説等）も街頭演説となりますので、必ず標旗を掲げなければなりません。街頭演説の場所で、演説の一部として連呼することは許されています。

また、テープレコーダー等を使用して演説することはできますが、拡声機を用いる場合は、表示旗をつけた、一揃の拡声機である限り差し支えありません。

(2) 時間、その他の制限

街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限ってすることができます。したがって、午後8時から翌朝8時までの間は、街頭演説をすることは禁止されています。街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように、また、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

(3) 運動員は腕章を着用

街頭演説において選挙運動に従事する者は、立候補届出の際交付される腕章（乗車用腕章4枚、街頭演説用腕章11枚）をつけている15人以内です。

(4) 文書図画について

街頭演説をする場所では、ポスター、立札及び看板の類はいっさい使用できません。ただし、その場所に停止している選挙運動用自動車に取り付けられているポスター、立札及び看板の類は差し支えありません。

また、候補者の経歴、政見等を記載したビラを街頭演説の場所で配布することは可能です。

19 幕間演説・個々面接・電話による選挙運動

幕間演説、個々面接、電話による選挙運動は自由に行えます。

(1) 幕間演説

映画、演劇等の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社・工場等の休憩時間にそこに集っている者に対してする演説です。ただし、あらかじめ聴衆を集めてもらってにおいて、そこに出向いて演説することはできません。

(2) 個々面接

商店、電車、バスの中、あるいは道路等でたまたま知人に会ったときに、その機会を利用して、選挙運動をすることをいいます。

(3) 電話による選挙運動

法律上制限されていないので、全く自由です。

20 インターネット等を利用する選挙運動

平成25年4月の公職選挙法改正により、インターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁されています。ただし、それらを印刷したものや、記録した電磁記録媒体（DVDやUSBメモリ等）を頒布することは禁止されています。

また、未成年者の選挙運動は禁止されています。

- (1) ウェブサイト等を利用する方法
ホームページ、ブログ、SNS、動画サイト等による選挙運動ができます。
ただし、電子メールアドレス等の表示が義務づけられます。
ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙運動当日もそのままにしておくことができますが、選挙期日当日の更新はできません。
- (2) 電子メールを利用する方法
候補者に限って選挙運動用電子メールの送信が認められます。
ただし、送信先の制限、記録保存義務、一定の事項の表示義務があります。
また、電子メールの転送は禁止されています。
※詳細は、別冊「インターネット選挙運動解禁(公職選挙法の一部を改正する法律)の概要」を参照ください。

21 飲食物の提供の禁止

何人も、特定候補者の選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されています。

- (1) 提供禁止の飲食物
飲食物とは、なんら加工しなくともそのまま飲食に供し得るものをいい、料理、弁当、酒、ビール、サイダー、菓子、果物等をいいます。
ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子と選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される一定の弁当を除きます。したがって、選挙事務所開きに酒、ビール等を提供することは違反であり、候補者が選挙人、選挙運動員、労務者等に提供する場合はもちろんのこと、第三者が選挙運動の激励のために、陣中見舞として候補者等に酒、ビール等を提供する場合も禁止されます。

- (2) 提供できる飲食物

ア 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子

「湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子」とは、例えば、せんべい、まんじゅう等、いわゆる「お茶うけ」程度のもので、菓子であっても高価な菓子は含まれません。みかんやりんご程度の果物や漬物等も、通常用いられる程度を超えないかぎり、ここにいう菓子に含まれます。酒、ビール、ジュース、料理、サンドイッチのようなものは、菓子に含まれませんので提供できません。

イ 選挙事務所における弁当の提供

立候補届出後から投票日の前日までの間に選挙運動員と労務者に対して選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものだけ提供できます。したがって、運動員等を飲食店等に連れて行って弁当を提供することはできません。

また、陣中見舞にきた選挙人等には、提供できません。

- (ア) 弁当の価格

告示される弁当料の制限額は、

1食につき 1,000円

1日につき 3,000円 の二つの制限があります。

- (イ) 提供できる弁当の数（候補者1人当たり）
4食×5日（運動期間）＝22食
22食の範囲内であれば、どのような配分で提供しても自由です。
1日に全部出したり、夜だけ出したりすることもできますが、1人に提供できる弁当の額は、前記(ア)の制限がありますので注意してください。
- (ウ) 運動員に弁当を提供した場合
運動員に弁当を提供し、その者にさらに実費弁償として支給できる弁当料は、1日当たり弁当料3,000円－弁当の実費相当額＝実費弁償として支給できる弁当料（ただし、1日・1食当たりの制限があります）です。
例えば、運動員に朝昼2食、計1,200円の弁当を提供し、夕食を自費でとった場合、3,000円－1,200円＝1,800円となりますが、実費弁償として支給できる弁当料は、1食分1,000円しか支給することはできません。
また、上記の場合、夕食と夜食を自費でとったとすれば、2食分として、2,000円支給できることとなりますが、1日当たりの制限額がありますので、朝昼2食分1,200円の差額の1,800円までしか支給できません。
- (エ) 労務者に弁当を提供した場合
労務者に弁当を提供したときは、報酬（10,000円）から弁当の実費相当額を差引いて支給しなければなりません。

22 その他の制限

- (1) 署名運動の禁止
選挙に関し、何人も、投票を得る目的、得しめる目的又は得しめない目的をもって選挙人に対し、署名運動をすることは、いっさいできません。
- (2) 人気投票の公表の禁止
選挙に関する事項を動機として、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表（いかなる方法を問わず）することは、禁止されています。
- (3) 氣勢を張る行為の禁止
選挙人の耳目を集めるため、自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来したりして、氣勢を張る行為をすることは、禁止されます。
- (4) 新聞、雑誌の不法利用の禁止
新聞、雑誌の編集その他経営を担当する者を買収して自己に有利な記事や評論を掲載させた場合は、違反となります。
また、編集その他経営上の特殊の地位を利用して特定候補者の当選を図る報道や評論を掲載し、又は掲載させた場合も、違反となります。
- (5) 放送設備の使用の禁止
テレビ、ラジオはもちろん、広告放送設備、共同聴取用放送設備、有線電気通信設備を利用して、選挙運動をすることは、いっさいできません。したがって、スポット放送や、商店、会社、工場の場合内放送等も使用することはできません。
- (6) アドバルーン、ネオン・サイン等の禁止

アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等により選挙運動をすることは、できません。

(7) 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限

選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他どのような名義をもってするを問わず、文書図画の頒布、掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名、シンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布、掲示することはできません。(政治活動用事務所を表示する、証票の貼られた立札、看板の類は、告示前より掲示されているものをそのまま掲示しておくことは差し支えありません。)

また、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者、その選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を、選挙区内に頒布したり掲示したりすることもできません。

23 選挙期日後の制限等

(1) 挨拶行為等の制限

何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶するため、次に掲げる行為をすることはできません。

ア 選挙人に対して戸別訪問をすること。

イ 文書図画を頒布し又は掲示すること。

(ただし、自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除く。)

ウ 新聞又は雑誌を利用(広告等)すること。

(ただし、新聞紙等が記事として当選人等の抱負等を掲載することは差し支えありません。)

エ 放送設備を利用して放送すること。

オ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

(運動員を集めて、慰労の意味で会合、酒宴を開くことも禁止されます。)

カ 自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。

キ 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

(2) 文書図画の撤去

選挙事務所を表示するための立札、看板等の掲示をした者は、選挙の期日後すみやかに撤去しなければなりません。

第4 選挙公報について

1 掲載の申請

候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、「選

挙公報掲載申請書」に掲載文2枚及び写真2枚を添えて、4月18日（火）午後5時までに申請することになります。

しかしながら、午後5時10分のくじ引き終了後直ちに印刷に入る都合上、事前審査時に提出いただきますようご協力をお願いします。

掲載文は、選挙管理委員会が交付する原稿用紙を必ず使用してください。

写真は、選挙期日前3月以内に撮影した、無帽、正面向き上半身の名刺型写真で、その裏面に党派及び氏名を記載してください。縦3.5cm、横2.5cmのサイズです。

2 掲載文の修正

一度提出された掲載文を修正しようとするときは、4月18日（火）午後5時までに修正の申請をしてください。

3 掲載の順序

選挙公報の掲載の順序は、選挙管理委員会がくじで定めます。くじには、候補者又は代理人は立ち会うことができます。

※くじの日時及び場所 4月18日（火）午後5時10分 原村役場3階第1委員会室

4 掲載文記載上の注意

(1) 掲載文の内容

候補者の氏名、経歴、政見等を記載するものとされています。候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名（通称使用が認定されている場合は、その通称）を記載してください。

なお、その内容において虚偽、利益誘導等罰則に触れるようなことは書けません。

(2) 字数の制限

掲載文の字数に制限はありません。掲載文には図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合は、その部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙に記載できる面積のおおむね2分の1以内となっています。

なお、合計面積には、氏名欄、写真の面積は算入しません。

(3) 印刷の方法、体裁等

選挙公報は、提出された掲載文を原文のまま写真印刷により黒刷りされます。体裁等は、選挙管理委員会が定め印刷します。原稿用紙の罫線は、文字を記載しやすいように入れたもので、印刷には表れません。誤字、汚損、折目のあるものは、そのまま印刷に表れますので、特に注意してください。

(4) 記載方法

選挙管理委員会から交付する原稿用紙に、黒色の色素で、色の濃淡がないよう明瞭に記載してください。黒色以外で記載したものは、印刷に表れない場合があり、また、ボールペンで記載したものは、色がうすくなったり、字が細くなったりする場合がありますので、なるべく使用しないようにしてください。氏名欄に記載する氏名は、縦書きで、また、写真の横枠欄（2.5cm）以内であれば、文字サイズ、

スタイル等自由で、ふりがな、党派名、年齢等の記載も自由です。

掲載文は、縦書き、横書き、文字サイズ、スタイル等自由です。

また、掲載文を他の白紙等に印刷したものを、原稿用紙の記載欄に貼ることも差し支えありません。この場合、原稿用紙の枠内に入るようにしてください。

第5 選挙運動費用について

公職選挙法では、選挙運動に使用された費用の金額、出所用途等を明らかにすることによって、選挙を明朗かつ信用のあるものとし、金権による選挙の腐敗、墮落を防止して、その公平を保つため各種の制限等が規定されています。

1 出納責任者

候補者の選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人が、出納責任者であって、選挙運動の総括主宰者と車の両輪の関係にあり、費用面について全面的な責任と権限を持っています。原則として、出納責任者でなければ選挙運動に関する支出はできません。

ただし、次の場合は、出納責任者以外の者でも支出することができます。

- (1) 立候補準備のために要した費用の支出であって、これは、立候補前であるため、まだ出納責任者が選任されていない場合
- (2) 電話による選挙運動のための支出をする場合
- (3) 出納責任者から文書による承諾を得た者が支出する場合

※この承諾は、包括的でなく、費目ごとに分割して承諾（支出前にしなければならぬ。）をする必要があります。したがって、候補者や推薦届出者であっても、承諾を得ない限り支出することはできません。（自らが出納責任者となった場合は除く。）

2 出納責任者の選任、解任、辞任とその届出

候補者は、出納責任者1人を選任し、直ちに選挙管理委員会に届け出てください。届出をしないで、出納責任者が寄附を受けたり、支出したりすることはできません。違反した場合は、処罰されます。

- (1) 選任の方法・届出書類等

ア 出納責任者選任届【様式第10号】

イ 添付書類

(ア) 出納責任者選任承諾書【様式第11号】（推薦届出者が選任、又は推薦届出者自らが出納責任者になる場合のみ）

(イ) 最高支出額署名書の写し（選任者と出納責任者が異なる場合のみ）

※最高支出額署名書とは

出納責任者の選任者（自ら出納責任者となった場合は除く。）が、文書で出納責任者の支出できる金額の最高額を法定制限額の範囲内で定め、出納責任者とともにこれに署名しなければならないことになっています。

(2) 出納責任者の解任・辞任

候補者又は出納責任者を選任した推薦届出者は、文書で通知することにより、出納責任者を解任することができます。推薦届出者がする場合は、候補者の承諾書が必要です。

出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することによって辞任することができます。

(3) 出納責任者の職務代行

出納責任者に事故があるとき又は欠けたときは、これを選任した候補者又は推薦届出者が代わってその職務を行うことになっています。

また、この場合、推薦届出者である選任者にも事故があるとき又は欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の業務を行わなければなりません。

なお、解任、辞任及び職務を代行する場合は、届出が必要となります。

3 出納責任者の職務

(1) 会計帳簿の備付けと記載

出納責任者は、会計帳簿（収入簿、支出簿）を作成して備え付け、選挙運動に関する寄附、その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。

なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載することになっています。

(2) 立候補準備のために要した費用の精算

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動の費用とされます。

したがって、出納責任者は、就任後直ちに候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

(3) 明細書の提出

出納責任者以外の者で、候補者のため選挙運動に関する寄附を受けたものがあるときは、その寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者の請求があるときは直ちに）、寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額と年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直に出納責任者にその明細書を提出しなければなりません。したがって、出納責任者は、この明細書を受領して保存するとともに、提出のないときは提出を求めなければなりません。

(4) 領収書等の徴収と送付

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、その支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。

ただし、天災地変のため連絡が途絶したり、相手方が死亡したり、交通機関の切符の購入のように社会通念上、領収書等を発行しない慣例となっているような場合

には、徴収しなくてもよいこととされています。

なお、候補者又は出納責任者と意思を通じて、そのために支出した者も同様に、領収書等を徴収したら、直ちに出納責任者に送付しなければなりません。

(5) 選挙運動に関する収支報告書の提出

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を、それぞれ、8(1)ア、イに掲げる期限までに、選挙管理委員会に提出してください。詳細については「8 選挙運動に関する収支報告書について」で説明します。

(6) 収支報告書の公表

報告書を受領したときは、選挙管理委員会は、報告書の要旨を公表しなければならないことになっています。この報告書は、3年間保存され、この間何人も閲覧請求ができます。

(7) 帳簿・書類等の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を収支報告書の提出の日から3年間保存しなければなりません。

4 収入、寄附及び支出の意義

(1) 収入

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいい、通常収入という言葉より広い意味ですので注意してください。すなわち、金銭の收受だけでなく、物品その他財産的価値のある物の收受あるいはそれらのものを利用する利益の享受も収入になります。

例えば、拡声機や選挙事務所に使用する家屋を無償で借りた場合には、通常支払うべき借上料を支払わずにすむ利益がありますので、その払わずにすんだ借上料相当額が収入となり、支出にも計上する必要があります。

(2) 寄附

寄附とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。通常寄附の観念より広いものとなっています。

(3) 支出

支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいい、収入、寄附と同様に通常観念より広いものとなっています。

なお、支出には、財産的利益の消費も含まれ、例えば、選挙事務所を無償で借りて使用した場合には、その使用料相当額を収入に計上すると同時に、支出にも計上することになります。

(4) 花輪、供花、香典、祝儀等

花輪、供花、香典、祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものは、前述(1)から(3)の金銭、物品その他財産上の利益に含まれるものとされています。

(5) 選挙運動費用に算入されないもの

本来は選挙運動のための支出であるが、選挙運動に要した費用として法定支出金額の制限を適用することが無理なもの、法律上の義務として支出すべきもの、各候補者ともにおおむね同額の支出を要するもの等について、次に掲げるものは、選挙運動に関する支出ではないものとみなされています。

ア 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

例えば、供託金、党員が公認料として党に支出したもの等。ただし、立候補準備のために要した支出であっても候補者又は出納責任者となった者の支出した費用及び第三者がその者と意思を通じて支出したものは、加算されます。

イ 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

第三者が、その者と意思を通じないで支出したときは、法定支出金額の制限は受けませんが、それが候補者の選挙運動のための支出である限り、文書による承諾を得ない支出（1 出納責任者の項参照）として違反になります。

ウ 候補者が乗用する車等のために要した支出

エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

期日後に支払原因を生じた費用をいうのであって、期日前に生じた債務を期日後に支払をするのは、これに含まれません。

オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

例えば、立候補届に添付する戸籍の謄本又は抄本の交付を受ける際の手数料等。

カ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出

収入については、自己の貯金、借金は収入に含まれます。また、当選祝は、収入には含まれないものとされています。

5 選挙運動員・労務者に対する実費弁償・報酬の支給

選挙運動員、労務者に対する実費弁償、報酬は、自由に支払うことができるわけではなく、選挙運動費用を膨大化させないために、一定の制限が設けられています。

この制限に違反すると、多くの場合は、買収罪となるものと考えられていますので、十分注意してください。

(1) 実費弁償の支給

実費弁償は、選挙運動等を行うために要した費用支出相当額に対する補償をいいます。あくまで実費として支出されたものに対して弁償されるものでなければなりません。したがって、例えば、400円の食事をしたのに500円を実費弁償として支給することは、明らかに違反です。

ア 実費弁償の支給を受けることができる者

選挙運動に従事する者（いわゆる選挙運動員（一般の選挙運動員、事務員、「うぐいす嬢」等の車上等運動員及び手話通訳者））及び選挙運動のために使用される労務者に対し支給することが認められています。

労務者とは、単純な機械的労務（例えば、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転、ポスター貼り等）をする者をいいます。

イ 実費弁償の種類及び金額の制限

実費弁償として支給できる種類及び金額についての制限は、選挙管理委員会が定め、告示します。その内容は、次表に掲げるとおりですので、たとえ現実に必要な費用でもこれを超えて支給することはできません。

| 区 分 | 選挙運動に従事する者に対し 支給できる実費弁償 | 選挙運動のために使用する労務者 に対し支給できる実費弁償 |
|-----|-------------------------------|---------------------------------|
| 鉄道費 | 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 | 同 左 |
| 船 賃 | 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 | 同 左 |
| 車 賃 | 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額 | 同 左 |
| 宿泊料 | 1夜につき12,000円 （食料2食分を含む。） | 1夜につき10,000円 （食料を除く。） |
| 弁当料 | 1食につき 1,000円 1日につき 3,000円 | 支給できない |
| 茶菓料 | 1日につき 500円 | 支給できない |

なお、弁当料について、運動員に弁当を支給した場合の実費弁償できる額の制限がありますので、「第3選挙運動20飲食物の提供の禁止(2)イ」をご覧ください。

(2) 報酬の支給

報酬とは、一定の役務に対する給付をいい、雇用、請負、委任契約などから生ずるものをいいます。

ア 報酬の支給を受けることができる者

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員及び手話通訳者に限り、報酬を支給することができます。

選挙運動のために使用する事務員とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するため雇い入れた者をいい、総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の中枢をなすような者はもちろん、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

専ら車상における選挙運動のために使用する者とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように、自動車上において連呼行為等を行うことを本務として雇用された者をいいます。

イ 報酬の支給額

(ア) 労務者に支給する報酬額

基本日額 10,000円以内

基本日額は、8時間労働に対して支給するものと考えられていますので、

その労働時間を超えた労働に対し超過勤務手当を支給することができます。

(超過勤務手当 1日について基本日額の5割以内)

なお、労務者に弁当を支給した場合には、基本日額から、弁当の実費相当額を差し引いて支給しなければなりません。

(イ) 事務員、車上等運動員及び手話通訳者に支給する報酬額

事務員 1日につき 10,000円以内

車上等運動員及び手話通訳者 1日につき 15,000円以内

(超過勤務手当を支給することはできません。)

ウ 事務員及び車上等運動員に対する報酬支給の制限

(ア) 届出

報酬を支給する場合は、その者を使用する前に選挙運動事務員届出書【様式第15号】により、選挙管理委員会に届出が必要です。

(イ) 員数

1日につき7人(延員数 35人)

「延員数」とは、期間中を通じて、その数まで異なる者を届け出て報酬を支給することができます。

(ウ) 支給できる期間

立候補の届出後、報酬を受けることができる者を、文書で届け出たときから選挙期日の前日までの間

6 選挙運動費用の制限

選挙運動には多額の費用を要しますが、これを放置しておく、金持ちが当選し、有能な者でも金がないために、住民の代表となることができないという結果を生じかねません。そこで公職選挙法は、選挙運動費用の最高額を定め、その範囲内でなければ、選挙運動費用が支出できないものとし、この制限額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により、候補者の当選も無効となりますので、十分注意してください。

ア 選挙運動費用の最高額(法定制限額)

法定制限額は、次の算式により計算し、4月18日(火)に告示します。

(選管から各候補者に連絡します。)

法定制限額 = A + 固定額 (90万円)

$$A = \frac{\text{告示日におけるその選挙区内の選挙人名簿登録者数}}{\text{その選挙区内の議員定数(11人)}} \times \text{人数割額} \quad (1,120円)$$

【参考】 令和5年3月定時登録時 6,698人
法廷制限額 = 1,582,000円

7 会計帳簿の記載要領等

(1) 会計帳簿の様式（公職選挙法施行規則第22条、第30号様式）

| 1 収入簿 | | | | | | | |
|-------|-----------------|----|------------------------|-------------|--------|-------------------------------|----|
| 月日 | 金額 又は 見積額 | 種別 | 寄附をした者 | | | 金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠 | 備考 |
| | | | 住所又は主 たる事務所 の所在地 | 氏名又は 団体名 | 職 業 | | |
| | 円 | | | | | | |
| ○月○日 | 10,000 | 寄附 | 原村●●○○—● | 原○ 村● | 自営業 | | |
| ○月○日 | 7,000 | 寄附 | 原村○○●●—● | 原○ 村● | 無職 | 無償車上運動員 ●月○日1日間 | |
| 合計 | | | | | | | |

備考

- この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支出簿

| 月 日 | 金額又は見積額 | | | 支出 の 目的 | 支出を受けた者 | | | 金銭以 外の支 出の見 積の根 拠 | 支出 をした者 の別 | 備 考 |
|--------|----------|-----------------|----|---------------|-----------------------------|---------------------|--------|-------------------------------|------------------|--------|
| | 金銭 支出 | 金銭以 外の支 出 | 合計 | | 住所又は 主たる事 務所の所 在 地 | 氏名 又は 団体 名 | 職 業 | | | |
| ○月○日 | 円 | 円 | 円 | 人夫賃 | 原村○○●●—● | 原○ 村● | 無職 | 無償車上運動員 ●月○日1日間 | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |

備考

- この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- この帳簿には、(一) 立候補準備のために支出した費用 (二) 選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて(又は各々分冊して) 記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- この帳簿の各科目には、(1) 人件費(2) 家屋費(イ) 選挙事務所費(ロ) 集会会場費等(3) 通信費(4) 交通費(5) 印刷費(6) 広告費(7) 文具費(8) 食料費(9) 休泊費(10) 雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外にするおいてする者に関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するにあたっては、これ以外の主出特別視、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 前各号に定めるもののほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

(2) 会計帳簿の記載要領

収入簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）を記載しなければなりません。

「候補者のために」とは、候補者が寄附の相手方であるなしを問わず、寄附の金品等の用途が候補者の選挙運動のために使用される趣旨であることをいいます。具体的な収入簿の記載要領は、次のとおりです。

ア 債務の免除、保障その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を「金額又は見積額」の欄に記載

※ 「時価」とは、その時期、場所における財産上の利益を客観的に通常有している価値に見積もった金額をいいます。

イ 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を記載

ウ 寄附を受けた場合は、寄附をした者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては団体名）及び職業を「寄附をした者」の欄に記載（※法人からは資金管理団体の登録がなければ寄附を受けることができません。）

エ 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄には、金銭以外の収入を時価に見積った場合の員数、金額、根拠等を記載

オ 「月日」の欄には、実際に収入のあった日を記載

ただし、寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与や交付の約束をした場合には、その約束のあった日を記載し、その旨及び履行の有無並びにその年月日等を「備考」の欄に記載

カ 上記以外の事項でも、出納責任者が必要と認める事項を記載することができます。

(3) 支出簿の記載要領

支出簿には、選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）を記載しなければなりません。

なお、支出簿は、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用の2科目を設け、又は各々分冊して記載しなければなりません。

具体的な支出簿の記載要領は、次のとおりです。

ア 支出簿は、次に掲げる10費目に分類して記載するものとされています。

各費目の内容については、次のとおりです。

(ア) 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）及び手話通訳者に対する報酬が考えられます。

なお、選挙運動員等については、実費弁償が支払われますが、その内容は、(エ)交通費、(ク)食糧費等として処理してください。

(イ) 家屋費

この家屋費は、選挙事務所費と集合会場費とに区分されます。選挙事務所費には、それ自体の借上料のほか、机、椅子などの借上料と事務所用の電話架設

費用も含まれます。集会会場費は、主に個人演説会の借上料とその際に使用される机、椅子等の備品の借上料です。

a 選挙事務所費

一般的に選挙事務所は、無料提供を受けていることが多いようですが、その場合に、借上料としてどの程度の額に見積もって記載すべきかといいますと、これは、近隣の家賃等を勘案して、その時期、その場所における時価を寄附及び支出の両方に計上すべきものです。その他、貸事務所を選挙事務所として使用する際に、権利金を取られた場合には、当該事務所の明け渡しの際に当該権利金が返還され、又は同等額が、次の借受人から取れる場合には、その権利金の額は算入する必要はありません。これは電話架設費についてもいえることで、電話架設の際には、保証金を納入しますが、期限終了後に返還されれば、その額も含める必要はありません。

b 集会会場費

候補者が、個人演説会を開催する場合に、公営施設使用の個人演説会については、同一施設を1回使用する使用料は無料とされていますが、公営施設以外の施設や、同一施設を数回にわたって使用する場合の使用料がここに含まれます。

また、この場合に、会場の使用料の外に、マイクロホン、机、椅子等の備品についても別に使用料を支払うときは、それらの使用料も含めて計上しなければなりません。

(ウ) 通信費

通信費とされるものは、電報、電話、葉書、封書等に要する費用です。電報及び封書等は、文書であるから選挙運動のために使用することはできませんが、事務上の連絡のために使用することは、差し支えありません。葉書、封書も同様に事務連絡用のものに限り許されます(選挙運動用通常葉書で規定枚数以内のものの郵送料は無料であり、計上されない。)

電話架設費は、家屋費の選挙事務所費として処理されますが、電話自体の借上料と通話料は、この通信費として記載しなければなりません。

また、選挙管理委員会等に対する届出等のために要した通信料も、忘れず計上してください。

(エ) 交通費

交通費は、候補者、運動員、事務員及び労務者について生じますが、このうち候補者の分は、原則として選挙運動費用とみなされません。運動員、事務員及び労務者について、交通費の実費弁償をした場合には、ここに記載することになります。

また、選挙運動用自動車を使用するために要した費用は、選挙運動のための支出とみなされないため、この交通費に記載する必要はありません。「使用するために要した費用」の内容としては、自動車の借上料、燃料代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事料等であり、これらは、選挙運動費用とみなされません。ただし、自動車に取り付ける看板

類は、文書図画に入り選挙費用に計上されます。

(オ) 印刷費

選挙運動用ポスター、葉書等の印刷費が主です。

(カ) 広告費

主に立札、看板、ちょうちん、候補者用たすき及び選挙運動用自動車に取り付ける拡声機等の費用です。立札、看板等の製作に当たって、業者に請負させたものについては、一括してこの広告費に計上すべきで、労務者を雇って材料を提供して製作した場合には、労務者は人件費に計上し、材料については雑に計上してください。

また、候補者が行う選挙に関する新聞広告の費用もここに記載しなければなりません。

(キ) 文具費

選挙運動のために使用する紙、筆記用具その他選挙事務所において使用した消耗品等です。

(ク) 食糧費

食糧費には、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した費用や、法律で認められた選挙運動員（事務員及び車上等運動員を含む。）、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等を記載してください。

(ケ) 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用です。

(コ) 雑費

(ア)から(ク)に該当しないものが、この費目に含まれることとなります。ガス代、水道料、電気代等もここに含まれ、また、選挙運動中天災等で停電した場合に、ローソクや懐中電燈を使用した場合にも、これらは雑費に含まれます。

なお、実際に雑費で処理しているものとしては、新聞代、石油、タオル、マッチ、おしぼり、食器、ちり紙、石鹸、クリーニング代等があります。

以上、支出簿に記載すべき10種の費目について概略を示しましたが、選挙運動に関する支出は、これらだけに限られるものではなく、およそ「選挙運動に関する」費用は、すべて適宜10費目に当てはめて、月日順にその明細を記載しなければなりません。

イ 金銭を支出したときは、「金額又は見積額」欄中の「金銭支出」の欄に記載し、財産上の利益を使用し、若しくは消費したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積もった金額を記載し、その都度「合計」の欄にも記載

なお、「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載してください。

ウ 「支出の目的」の欄には、例えば、その費目について事務員報酬、労務者日当、ポスター印刷等の支出の目的、員数等を具体的に記載

エ 「支出を受けた者」の欄には、支出を受けた者の住所（主たる事務所の所在地）、氏名（団体名）及び職業を記載

オ 「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄には、金銭以外の支出を時価に見積もつ

- た場合の員数、金額、根拠等を記載
- カ 「月日」の欄には、実際に支出のあった日を記載しますが、支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束をした場合は、約束のあった日を記載し、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」の欄に記載
- キ 「支出をした者の別」の欄には、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を記載
- ク 上記以外の事項でも出納責任者が必要と認める事項を記載できることは、収入簿の場合と同様です。

8 選挙運動費用の収支報告書について

(1) 選挙運動費用の収支報告書の提出

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を、それぞれ、ア、イに掲げる期限までに、選挙管理委員会に提出してください。この場合、その報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書の写し又はその他の支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面をとりがたい事情があったときは、その旨及び支出の金額、年月日、目的を記載した書面）を添付してください。

ア (ア)選挙期日の告示の前日まで、(イ)選挙期日の告示の日から選挙の期日まで及び(ウ)選挙の期日経過後になされた寄附その他の収入及び支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内（5月8日（月））

イ アの精算届出後にされた寄附その他の収入及び支出については、その日から7日以内に

なお、この報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の宣誓書を添付してください。

(2) 収支報告書の添付書類

ア 領収書等の添付

(ア) 領収書及びその他の支出を証すべき書面

すべての支出について、領収書等の写しを作成し、支出費目毎及び支出月日順に編綴して提出してください。

(イ) 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

通常、領収書等を発行しないもの、又は労務等の無償提供により事実上領収書等を徴することが不可能な場合には、この明細書に支出費目毎及び支出月日順に記載して提出してください。

(ウ) 振込明細書に係る支出目的書

金融機関への振込みによる支出は、ア(イ)に代えて、この書類を提出することができます。支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。

イ 宣誓書の添付

収支報告書が真実の記載がなされていることを誓う旨の文書で、報告書の末尾に「この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に

相違ありません。」と記載されていますので、年月日、出納責任者の住所及び氏名を記載し署名してください。

(3) 収支報告書の要旨の公表、保存及び閲覧

選挙管理委員会は、報告書を受理したときは、報告書の要旨を公表しなければいけないことになっています。

また、この報告書は、受理された日から3年間保存し、この間何人も閲覧を請求することができます。

なお、出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等を報告書提出の日から3年間保存しなければいけないことになっています。

(4) 収支報告書の記載要領

ア 収入の部

(ア) 1件1万円以上の収入については各件ごとに記載し、1件1万円未満の収入については、その種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。

(イ) 「月日」の欄には、実際に収入のあった日を記載しますが、寄附の約束の場合には、その約束のあった日を記載してください。

例えば、立候補の届出日において、選挙運動の期間中労務を無償提供する約束があれば、当該約束の日に全期間に相当する金額の寄附があったものとして、当該立候補の届出日を記載し、また、選挙事務所を何日から何日まで無償で借りる約束があった場合にも、その約束のあった日に当該日数に相当する寄附があったものとして、当該約束の日を記載することとなります。

(ウ) 「金額又は見積額」の欄には、金銭収入の場合にはその金額を、金銭以外の収入（例えば、労務、選挙事務所又は拡声機の無償提供）の場合には、それを時価（その時期及び場所等における価格）に見積もった額を記載してください。

(エ) 「種別」の欄には、「寄附」又は「その他の収入」に区分して記載してください。

(オ) 「寄附をした者」の欄には、その他の収入（自己資金、借入金等）及び1万円未満の寄附については記載する必要はありません。1万円以上の寄附についてのみ、寄附をした者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）氏名（法人にあっては団体名）及び職業を記載してください。（法人からの寄附は資金管理団体の登録がなければ受けられません。）

なお、村内有志、隣組一同等の名義での寄附は認められず、各人名義で寄附を受けそれぞれ記載しなければなりません。

(カ) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄には、金銭以外の収入を時価に見積もった場合の単価、数量等を具体的に記載してください。

なお、原則として飲食物の提供はできませんが、湯茶及びこれに伴ない通常用いられる程度の菓子については提供することができますので、陣中見舞等として菓子の提供を受けた場合には、時価に見積もった金額を寄附として記載するとともに支出の部にも記載しなければなりません。

(キ) 「備考」の欄には、寄附の約束の場合、前述イのとおり約束の日が「月日」

の欄に記載されますので、その旨並びにその履行の有無及び年月日等をこの備考欄に記載してください。

また、1件1万円未満の収入については、種別及び収入日ごとに合計されていますので、その内訳（金額及び件数）を記載してください。

イ 支出の部

(ア) 支出の部については、会計帳簿と同様に、次に掲げる10費目に分類して記載してください。

- ① 人件費 ② 家屋費（選挙事務所費、集合会場費） ③ 通信費
④ 交通費 ⑤ 印刷費 ⑥ 広告費 ⑦ 文具費 ⑧ 食糧費 ⑨ 休泊費
⑩雑費

(イ) 「月日」の欄には、収入の部と同様に実際に支出のあった日を記載しますが、支出の約束のあった日を記載しなければなりませんので、必ずしも実際に支出した日と一致しないことがあります。

例えば、選挙事務所を借りる場合において、立候補をする以前に、当該所有者と約束した場合は、その約束をした日に支出があったものとします。

また、選挙運動用ポスターを印刷するに際してそれを印刷業者に発注した場合は、当該発注日を支出があった日として記載することになります。

(ウ) 「金額又は見積額」の欄には、収入の部と同様、金銭の支出の場合には当該金額を、金銭以外の支出の場合には時価に見積もった額（無償提供等の場合には収入の部に記載されている金額と同額）を記載してください。

(エ) 「区分」の欄には、立候補届出日の前日までの支出（支出の約束を含む。）を立候補準備のための支出とし、立候補届出日以後の支出は選挙運動のための支出として区分して記載してください。

(オ) 「支出の目的」の欄には、その費目について、例えば、事務員報酬、ポスター印刷等の支出の目的を具体的に記載してください。

(カ) 「支出を受けた者」の欄には、収入の部と同様に、支出を受けた者の住所氏名及び職業を記載してください。

(キ) 「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄には、収入の部と同様に、金銭以外の支出を時価に見積った場合の単価、数量等を具体的に記載してください。

(ク) 「備考」の欄には、支出の約束をしたものについてはその旨並びに履行の有無及び支出の月日、約束したものの見積額の明細を記載してください。

なお、この備考欄には支出の計算基礎を記入することもできます。

(5) 収支報告書の様式

別冊の収支報告書様式をご覧ください。

9 寄附の禁止

(1) 村と特別な関係がある者の寄附の禁止

次の者は、選挙に関し寄附をしてはなりません。

ア 村と請負その他特別な利益を伴う契約の当事者である者

イ 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）

を受けており、一方、その融資を行っている金融機関等が、その融資について原村から利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた場合には、その融資を受けている会社その他の法人（ただし、その利子補給金が交付されてから1年を経過している場合又はその利子補給金の交付の決定の全部が取り消された場合は、禁止されない。）

何人も、このような特別の関係にある者に対し、選挙に関し、寄附を勧誘し、又は要求してはなりませんし、また、このような者から寄附を受領することも禁止されます。

(2) 候補者等の寄附の禁止

候補者等（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者を含む。）は、当該選挙区内にある者に対する寄附については、何人もいかなる名義であってもこれを行うことができず、違反した場合は罰則の対象となります。

しかし、例外として次に掲げるものは、禁止されません。

ア 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合

ただし、政党その他の政治団体又はその支部が、その候補者等の後援団体である場合は、一定期間禁止されます。

イ 候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対してする場合

ウ 候補者等が、専ら政治上の主義又は施策を普及するために、その選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合

ただし、このような集会であっても、供応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるもの、選挙区外で行われるもの及び選挙前一定期間は、禁止されます。

(3) 候補者等の寄附の禁止についての罰則

候補者等が前述の禁止される寄附をすることは原則としてすべて罰則の対象とされます。そして、刑罰が科せられると候補者等は原則として選挙権、被選挙権が一定期間停止されます（被選挙権を停止されるとその身分を失うこととなります。）。

なお、次に掲げる寄附については、例外的に、罰則の対象となりません。

ア 候補者等が結婚披露宴に自ら出席しその場においてする当該結婚に関する祝儀の供与

イ 候補者等が葬式（告別式を含む。）に自ら出席しその場においてする香典（これに類する弔意を表わすために供与する金銭を含む。以下同じ。）の供与

ウ 候補者等が葬式の日（葬式が2回以上行われる場合にあっては最初に行われる葬式の日）までの間に自ら弔問しその場においてする香典の供与

なお、上記に該当するものであっても選挙に関するもの、通常一般の社交の程度を超えるものは、罰則の対象となります。

(4) 候補者等を名義人とする寄附の禁止

候補者等の寄附の禁止の趣旨を徹底するため、候補者等以外の者が、候補者等を寄附の名義人とし、当該選挙区内にある者に対してする寄附（次のア、イの寄附を

除く。)については、いかなる名義をもってするを問わず禁止され、違反した場合は、罰則の対象とされます。

ア 候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対してする場合

イ 候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする場合

(5) 寄附の勧誘・要求の禁止

何人も、候補者等に対して、特定の場合を除き、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。

また、候補者等を威迫して勧誘し、又は要求すること、候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘し、又は要求することは罰則の対象となります。

また、何人も、候補者等以外の者に対して、特定の場合を除き、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならないとされ、また、威迫して勧誘し、又は要求することは罰則の対象となります。

(6) 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止

候補者等が、その役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず（選挙に関するかどうかを、時期のいかんを問わず）、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、差し支えありません。

(7) 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止

候補者等の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、その選挙に関し、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることは禁止されています。

ただし、このような会社その他の法人又は団体でも、政党その他の政治団体等に対してする場合、又は氏名等を冠されているその候補者等に対してする寄附は、禁止されません。

(8) 後援団体に関する寄附の禁止

ア 後援団体が行うもの

後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附することは禁止されています。ただし、次のものは、認められています。

(ア) 政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附

(イ) 公職の候補者に対する寄附（政治資金規正法により、選挙運動に関するものを除き金銭等による寄附は禁止されています。）

(ウ) 後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関する寄附

（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの及び選挙前の一定期間内にされるものは、禁止されます。）

イ 後援団体の集会や行事において行う寄附等

何人も後援団体の総会その他の集会や後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、選挙前の一定期間、選挙区内にある者に対し、通常用いられる程度の食事を超える供応接待、金銭又は記念品その他の物品の供与をすることは、禁止されます。

ウ 候補者等は、一定期間、自己の後援団体（政治資金規正法第19条第2項の規定による届出がされた資金管理団体を除く。）に対して、寄附をすることが禁止されています。

(9) 禁止される一定期間 令和5年1月23日(月)～4月23日(日)までの間

(10) 政治資金規正法による寄附の制限

(1)から(9)で述べた公職選挙法による規制のほか、政治活動に関する寄附については、政治資金規正法による制限もありますので、注意してください。

この政治活動に関する寄附のなかには、政治団体に対してする寄附のほか、候補者等の政治活動（選挙運動を含む。）に関してなされる寄附をも含むとされています。

ア 量的制限

(ア) 年間の総枠規正

個人のする寄附の限度額

政党、政治資金団体にする寄附 2,000万円

政党、政治資金団体以外の政治団体、政治家にする寄附 1,000万円

会社、労働組合及び職員団体その他の団体のする寄附にあつては、資本金額、組合員数、年間の経費の額等を基準として定められ、政党、政治資金団体に対して寄附することができますが、750万円以内から1億円以内の限度額までです。

(イ) 年間の個別規制

政党及び政治資金団体以外の政治団体又は候補者等に対してする寄附にあつては、同一の者に対して年間150万円を超えて寄附することはできません。なお、これらの制限に違反してされる寄附を受けることも禁止されています。

イ 特定会社等のする寄附の制限

次に掲げる会社その他の法人は、選挙に関するものと否とを問わず、寄附をすることはできません。

また、これらに違反してされる寄附を受けること及び(ア)・(イ)の会社その他の法人に対し寄附をすることを勧誘し、又は要求することも禁止されます。

(ア) 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究調査又は災害普及に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む）を受けた会社その他の法人（ただし、その給付金の交付決定通知を受けた日から1年を経過している場合又はその給付金交付決定の全部が取り消された場合は、禁止され

ません。)

(イ) 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資あるいは拠出を受けている会社その他の法人

(ウ) 事業年度以上にわたり継続して制令で定める欠損を生じている会社

ウ 外国人等からの寄附の受領の禁止

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、選挙に関するかどうかを問わず寄附を受けることはできません。

エ 匿名の寄附等の禁止

何人も、本人以外の名義又は匿名で、寄附をすることはできません。

また、何人もこれを受けることはできません。

オ 寄附のあっせんに関する制限

何人も、寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、あっせんに係る行為をしてはなりません。

また、寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反してその者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはなりません。

10 連座制について

候補者や立候補予定者と一定の関係にある者又は組織的選挙運動管理者等が買収罪等の悪質な選挙違反を犯し刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収等の行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、選挙の当選が無効となるとともに同じ選挙で5年間立候補制限が科せられます。

(1) 総括主宰者、出納責任者又は地域主宰者の選挙犯罪によって候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合

(2) 候補者や立候補予定者の親族又は秘書の選挙犯罪によって候補者の当選が無効となったり、立候補制限が科せられる場合

(3) 組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪によって候補者の当選が無効となり、立候補制限が科せられる場合

「組織的選挙運動管理者等」とは、候補者や立候補予定者と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、その選挙運動の計画の立案若しくは調整又はその選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他選挙運動の管理を行う者をいいます。

具体的には、組織を活用して選挙運動を行う政党、後援会、労働組合、宗教団体、同窓会などの上層部はもちろん、地域支部、職域支部、青年部、婦人部における選挙運動において、選挙運動全体の計画を立てる人、電話作戦の指揮をとる人、選挙事務従事者への弁当の手配を行う人など、ある分野を担当する末端の責任者も、これに当たります。

組織的選挙運動管理者等が買収罪等の罪を犯し禁固以上の刑に処せられた場合であっても、次の場合には、当選無効を含めて連座制が適用になりません。

ア 組織的選挙運動管理者等の買収等の行為が「おとり」行為であるとき。

おとりとは、連座制が適用されることにより、当選が無効になること又は立候補が制限されることを目的にして、他の候補者や立候補予定者の陣営と意思を通じて、連座対象者を誘導し、又は挑発をして連座対象者に買収等の罪を犯させること。

イ 組織的選挙運動管理者等の買収等の行為が「寝返り」行為であるとき。

寝返りとは、連座制が適用されることにより、当選が無効になること又は立候補が制限されることを目的にして、連座対象者が、他の候補者や立候補予定者の陣営と意思を通じて、買収等の罪を犯させること。

ウ 組織的選挙運動管理者等が買収等の行為を行うことを防止するため相当の注意を怠らなかつた場合

第6 その他

1 選挙会事務（開票）について

- (1) 開票は、投票日（4月23日）の午後9時から原村役場3階講堂で行います。
- (2) 得票状況は、開票事務終了後、会場で発表します。中間発表は行いません。
又、有線放送にて全村放送を行います。
- (3) 選挙会（開票）の参観は、参観人席にて行ってもらいます。なお、開票作業中の会場への出入りは禁止されるとともに通信機等の持込みはできません。
- (4) 無投票の場合、4月24日（月）午前9時から選挙会を行い当選を確定します。

【当選人の失格】

当選しても、被選挙権を失った者は当然であるが、村に対し会計年度において政令で定める額である300万円以上の請負契約にある者は、当選の告知を受けた日から5日以内に選挙管理委員会に請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと当選を失う。又、兼職禁止の職にある者は、先に就いている公職を辞めない限り、後に当選の告知を受けた選挙の公職を失うことになる。

当選御礼にも限界があり、選挙人に対して戸別訪問をしたり、当選祝賀会、その他の集会を開催すること等はしてはならない。

2 当選の通知及び当選証書付与

選挙会にて当選が確定すれば、選挙管理委員会から通知され、当選証書が渡されます。付与式は4月24日（月）午前11時から、役場3階講堂で行います。

3 明るく正しい選挙

選挙にもルールがあります。有権者はもちろんのこと、候補者（運動員）もルールを守り明るく正しい選挙を行ないましょう。

4 立候補届出事前審査について

立候補の届出書類の事前審査は、4月11日（火曜日）午前9時から正午まで、原村役場3階議員控室で行います。

選挙公報の掲載文及び写真は、事前審査の際に完全なものを提出していただけますご協力をお願いします。

5 供託金について

- (1) 立候補の届出をしようとする者、又は他人を候補者として届け出ようとする者は、供託しなければならない。
- (2) 供託金(物)の額は15万円(届出前に法務局へ手続き)
- (3) 供託をすべき者は、(1) 自薦候補者の場合は立候補者本人
(2) 推薦候補者の場合は推薦届出人
- (4) 一定数の得票を得た場合には、供託金(物)の返還を請求できる。
○一定数の得票とは、有効投票総数11分の1(議員定数)の10分の1以上
○返還手続きは、選挙管理委員会へ提出した「供託書」の返却を求め、法定得票数を得た旨の「証明書」を受取り後、供託所(法務局)に対して請求する
- (5) 供託金(物)は、候補者の得票数が有効投票総数11分の1の10分の1に達しないときは没収され、村に帰属される。

6 選挙公営について

お金のかからない選挙、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度が採用されている。

- (1) 投票記載所の氏名の掲示
- (2) 選挙ポスター掲示場の設置(村条例で実施)
村内43箇所(【別途】選挙ポスター掲示場一覧表及び位置図を参照)
- (3) 選挙公報の発行(村条例で実施)
- (4) 個人演説会の公営施設の無料使用1回限り(村実施規程)
- (5) 通常葉書の交付
- (6) 選挙運動用自動車の使用の公費負担(村条例で実施)
限度額：ハイヤー方式 51,500円/日 … 各5日間限度
自動車賃貸借 13,390円/日
燃料 7,210円/日
運転手 10,000円/日
- (7) 選挙運動用ビラの作成の公費負担(村条例で実施)
作成単価限度額 7円30銭
作成枚数限度数 1,600枚
- (8) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担(村条例で実施)
作成単価の限度額
$$\frac{462\text{円}88\text{銭} \times 43\text{か所(掲示板数)} + 82,400\text{円}}{43\text{か所(掲示板数)}} = 2,380\text{円}$$

*1円未満の端数切り上げます。